

特別専門講師募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	特別専門講師
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
任用期間	令和 8 年 4 月 1 6 日から令和 9 年 3 月 1 8 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 3 月 1 8 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都立町田総合高等学校（東京都町田市木曽西 3 - 5 - 1）
職務内容	「福祉基礎」に関する授業の実施 （2・3 年次生選択。福祉や医療、看護系の進路希望の生徒向けに、福祉の基本理念や福祉の歴史、日本や世界の福祉制度等について学習する科目の指導。）
応募資格・求められる能力	・福祉を教えるための知識や専門的資格（社会福祉士や看護師、介護福祉士）を有している。 ・教育に対する熱意を持ち、生徒にとってわかりやすい授業を行うことができる。
総勤務時間数	6 4 時間
勤務時間	金曜日の 1・2 限（8 時 4 0 分から 1 0 時 3 0 分まで） 所定勤務時間を超える勤務の有無・・・原則として無し
休憩時間	※ 1 日 6 時間を超える勤務がある場合は少なくとも 4 5 分設定
休暇等	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、母子保健検診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇 （無給）病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	時間額 4, 5 5 0 円（改定される場合あり）（資格・経験等により報酬額は異なる） 通勤手当相当額を別途支給（上限 7,100 円/日額） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無について （1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の場合等要件あり）
応募方法等	応募方法 次の①から③の書類を期日までに提出。書類選考後、面接を実施 ①東京都公立学校会計年度任用職員申込書（第 1 号の 2 様式） ②特定性犯罪歴に関する申告書 ③有用な知識等を証明できる書類または経歴書等 応募期限等 令和 8 年 3 月 6 日（金）1 6 時必着（郵送または持参）
問い合わせ	東京都立町田総合高等学校（担当）副校長・宮路 <連絡先>042-791-7980

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。